

大和高田市立

高田商業高等学校

危機管理マニュアル

目次

大和高田市立高田商業高等学校における 危機管理体制の基本姿勢	1
個別マニュアル	
学校管理下における事故発生時の対応	3
学校内の救急処置の共通認識	
火災発生時の対応（地震・水害・大雪等を含む）	6
交通事故発生時の対応	8
不審者への対応マニュアル	9
休日の校舎管理	9

1. 高田商業高等学校における危機管理体制

(1) 目的

このマニュアルは、高田商業高等学校の生徒・教職員、学校施設に対する危機に備え、対応に必要な基本的な事項を定め、危機に関する情報の入手から事後の対応までについて、迅速かつ適切に対応できる体制を構築することを目的とする。

(2) 危機の種類

このマニュアルによる危機とは、次のものとする。

- ①生徒や教職員の災害等による被害、重大な事件・事故・犯罪被害、健康被害
- ②災害等による学校施設の被害、及び侵入者による被害
- ③教職員の重大な不祥事
- ④その他、生徒や教職員・学校施設等に大きな影響を及ぼすもの

(3) 個別マニュアル

各個別の危機に関するマニュアルは、別にこれを定める。

2. 危機対応の基本方針

(1) 危機発生時の基本的対応

- ①危機レベルにより、校長は対応体制を決定する。その場合、必要により大和高田市教育委員会と協議する。
- ②校長は、あらかじめ、報告の必要な項目を定めるとともに、教職員に対して連絡体制を整備・周知する。
- ③原則としてこのマニュアルにより対応するが、緊急を要すると判断した場合は、現場の教職員はこの手順によらず、生徒等の安全を第一に臨機に適切な対応・通報・避難を行う。
- ④大和高田市教育委員会へ直ちに報告を要する項目は、原則として、次のものとする。なお、各項目は、その内容が発生しようとしている場合を含む。
 - ①生徒や教職員の災害等による被害、重大な事件・事故
 - ②災害等による被害
 - ③教育上異例の事故
 - ④その他、マスコミ等による報道が予想される事項

(2) 危機管理の初動

危機に関する情報を入手した職員は、その内容を確認するとともに、直ちに校長及び教頭、事務長に報告する。

- ①危機に関する情報を入手した校長以下教職員は、直ちに初動対応を行う。
- ②初動対応は次のとおりとする。

ア. 情報収集

イ. 必要に応じて警察・消防等関係機関への連絡

ウ. 大和高田市教育委員会への報告

(3) 危機発生への本格対応

校長は、状況を把握とともに、必要により関係機関との協議の上、危機への対応方針を決定し適切な対応体制をとる。

(4) 危機管理対策本部

校長は、発生した、又は発生するおそれのある危機に対して、必要があると認めるときは危機管理対策本部を設置する。

なお、危機管理対策本部の組織と業務を次のように定める。

本部長 校長

構成員 教頭 事務長 教務部長 生徒指導部長 保健体育部長 進路指導部長
文化厚生部長 人権教育部長 学年主任

業務 危機管理について指揮・総括、情報収集、大和高田市教育委員会への報告
広報

II 学校管理下における事故発生時の対応

学校内の救急処置の共通認識

基本原則

(1) 学校での救急処置は次の2点に限定されるものである

- ① 医療機関または保護者へ引き渡すまでの応急手当の範囲であること。
- ② 一般医療の対象とならないような軽微な傷病の応急手当であること。
(継続的な処置は学校では行わないこと。)

(2) 保健室等での休養は原則として1時間を限度とする。休養しても回復の見込みのないものは、HR担任・学年と相談の上、家庭に連絡して適切な処置を構ずる。

(3) 医師の診断を阻害するような処置は避け、特に投薬などはやむを得ない場合に限る。
また投薬に関しては保護者の了解を得ておこなうこと。

医療機関を利用する場合の手順

1. 救急処置を行い医療機関へ連絡する。
2. 担当者は直ちに校長(教頭)、学級担任に連絡する。
3. 担任またはその代理者は、保護者に連絡をする。学校から近い専門医に移送し、医療機関名を伝え、保護者に来てもらう。(保険証持参を依頼)
4. 医療機関への移送は、タクシーとする。やむを得ず個人の車を使用する場合は必ず校長(教頭)の許可を得る。
5. 受診結果は必ず校長(教頭)、保護者に報告する。

救急搬送が必要な場合

1. 校長(教頭)に救急車要請について指示を仰ぐ。
2. 119番通報。

通報内容(例)

学校名と所在地:高田商業高等学校・大和高田市材木町8-3

いつ:今から何分程前など

どこで:教室・階段・運動場など

だれが:高校〇〇年生の女子

どうして:発生原因などわかる範囲で

どうなった:意識・外傷の有無・全身状態など

※暴力等の場合 加害者の保護者と被害者家庭を訪問、事情説明する。

場合により加害者の保護者に謝罪・見舞の助言。(担任・学年主任・関係分掌)

<学校医> 内科:きむクリニック(土庫) TEL 0745-24-7070
よねだクリニック(大中南町) TEL 0745-43-6868
眼科:まつだ眼科(神楽) TEL 0745-25-4146
歯科:辻坂歯科医院(磯野南) TEL 0745-53-2240
耳鼻咽喉科:石川耳鼻咽喉科医院(高砂町) TEL 0745-52-4355

<近隣の専門医> 大和高田市立病院(磯野北町) TEL 0745-53-2901
土庫病院(日之出町) TEL 0745-53-5471
吉本整形外科医院(葛城市疋田) TEL 0745-69-3352

<タクシー> 高田交通 TEL 0120-101155

<緊急連絡> 救急車 119 /高田消防署 0745-52-2528 高田警察署 0745-22-0110

◎ 救急処置

教職員は、登校した生徒の健康管理・保健教育には重大な責任を持っている。生徒の予期しない事故に遭遇した場合には、当該及び関連生徒に対し、その被害を最小限に押さえ、かつ「心のケア」に留意する。

1. 急病人・事故発生時は、校医その他の医療機関と連絡をとり、速やかに適切な処置をする。その際経過と時刻をメモしておくことが大切である。

2. 次のような症状は危険な兆候として教頭が救急車を要請する。

<救急車要請基準>

- ① 意識喪失の持続するもの
- ② ショック症状の持続するもの(呼吸困難・脈拍微弱・血圧低下等)
- ③ けいれんの持続するもの
- ④ 激痛の持続するもの
- ⑤ 多量の出血を伴うもの
- ⑥ 骨の変形を起こしたもの
- ⑦ 大きな開放創のあるもの
- ⑧ 広範囲の火災を受けたもの

3. 保護者には、担任・学年を通じて速やかに連絡をとる。連絡内容は次のようなことに留意する。

<保護者への連絡>

- ① 相手に動揺を与えないように沈着冷静に話す
- ② 事故の経過と生徒の状況を簡潔に話す(メモを見る)
- ③ 学校のとった処置を正確に話す(私見や想像を入れない・メモを見る)
- ④ 生徒を引き渡す場所を相談する

生徒の場合、親権者の同意を得ないと、診断を受けさせることはできない。傷病があまりにも重篤であり、保護者の連絡がつかず同意が得られなくとも医師の診療行為は違法とはならないが、少なくとも管理職(校長・教頭)の了解を得る。

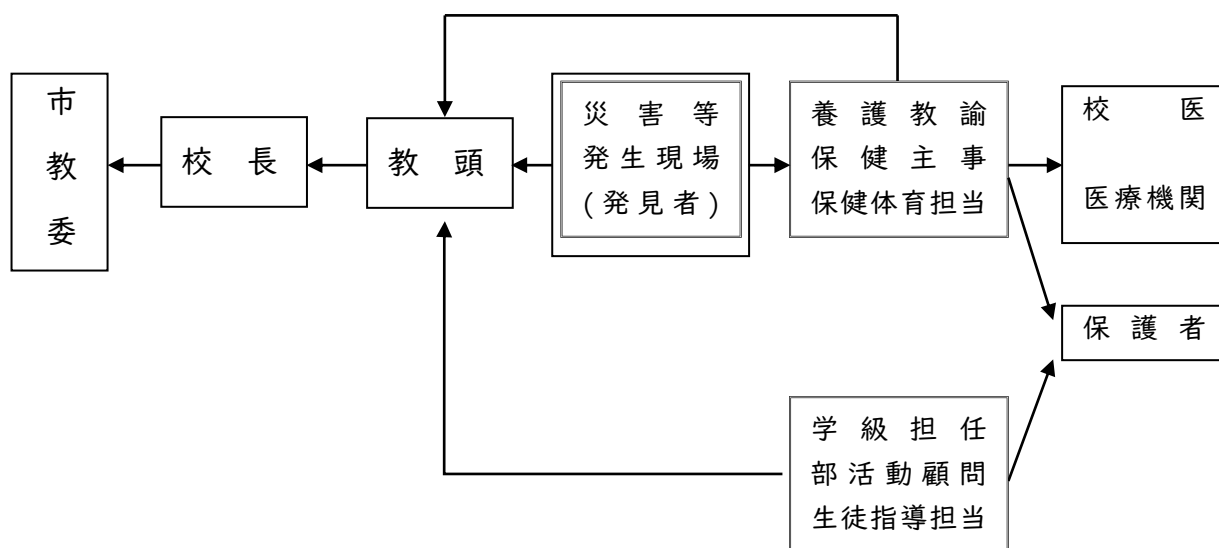
4. 救急車以外の場合、移送車にタクシーを用いる。公用車や教員の自家用車での搬送はできるだけ避ける。これは、疾病者の観察・処置に重点を置き、交通事故などの危険と自己責任を回避するためである。

<移送中の観察・注意事項>

- ① バイタルサイン(呼吸、脈拍、顔色)に注意する
- ② 創傷のある場合、患部の観察をする(出血、腫脹、変形など)
- ③ 疾病者に楽な姿勢をとらせる
- ④ 疾病者に状態を聞く(気分、痛みなど)
- ⑤ 疾病者を励ます(声かけをする)

5. 事故発生の関係者は、直ちに原因について調査し、指導にあたる。

6. 場合によっては、校長・教頭が直ちに病院へ行き、HR 担任や顧問に指示する。



Ⅲ 火災発生時の対応（地震・水害・大雪等を含む）

（ 火災発生 ）

職員室へ通報、火災報知器ボタンを押す→ 消防署へ通報
(発見者) (発見者または管理職)

救急車 119 / 高田消防署 0745-22-7051 高田警察署 0745-49-0110

（ 緊急連絡 ）

緊急放送 → 非難場所へ → 防災本部の設置
(教頭) (授業担当者) (マーキュリーホール前に設置)

生徒・職員確認 → 安全経路を確認・移動
(担任・学年・教頭)

（現場立ち会い）

消防署との立会い(校長・教頭・事務長)

（市教育委員会へ連絡）

市教育委員会へ電話後、報告書(校長・教頭)

※生徒を帰宅させる場合

①保護者への連絡(担任・学年)

②安全経路の確認(地震・水害・大雪等)

近鉄電車・JR・奈良交通バス等の各駅・各停留所の交通情報(生徒指導部 他)

◎ 災害発生時における応急措置

1. 生徒の安全確保

(1) 生徒の在校時に発生した場合は、災害の状況に応じ、生徒を安全な場所へ避難させる。

また、登下校途上及び校外の学校行事の際の安全確保等に万全を期する。

(2) 生徒の被害が発生した場合は、医療機関等との連絡、応急の救済・手当て等適切な措置を講ずる。

(3) 生徒の在校時以外に発生した場合は、生徒・保護者の安否の確認等、情報収集・伝達に努める。

2. 臨時休業の措置

平常通りの登校または授業を継続して行うことにより、生徒の安全確保に支障を来たす恐れがある場合、校長は臨時休業の措置をとる。

3. 応急教育に関する措置

(1) 軽微な被害の場合、応急修理で授業を実施する。全面的に使用不可能だが短期に復旧できる場合、臨時休業し自宅学習とする。復旧が長期にかかる場合、公的施設あるいは仮設校舎等の使用の措置を講ずる。

(2) 応急教育の実施にあたっては、被害程度・教育の場所・教職員の状況により、臨時のホームルーム編成、日課時間の編成、指導計画、担任計画を作成する。

長期の場合は、連絡方法、自宅学習の方法等に必要な措置を講ずる。

4. 生徒の安全・保健衛生に関する措置

(1) 建物内外の安全点検と修理等を行う。

(2) 建物内外の清掃、飲料水の浄化と伝染病を予防する。防疫用薬剤や器材を確保する。

5. 被災した生徒等の健康管理

被害後、外傷後ストレス障害等、心身の健康状態について把握する。また、被災により精神的に大きな傷害を受けた生徒への心の健康相談等を行う。

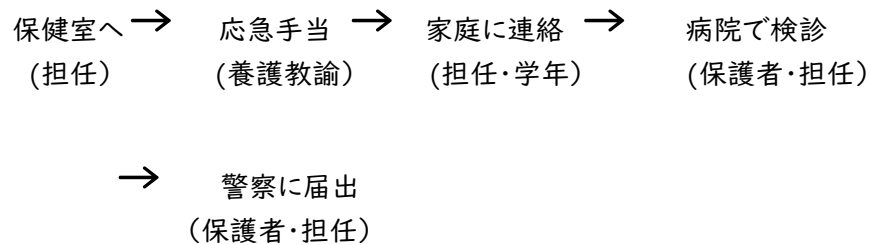
Ⅳ 交通事故発生時の対応 (管理下、管理外)

(交通事故発生)

第一報(学年主任・生徒指導部) → 管理職(校長・教頭)へ報告

- (1) 第一報の後、現場に急行し事態を把握する。(110番・119番への通報確認)
- (2) 保護者への連絡
- (3) 事故状況の調査報告
- (4) 生徒の心のケア

(負傷生徒への対応)



- (1) 事故状況の調査報告
- (2) 生徒の心のケア

(校内での取り組み)

被害者・加害者にならないための事前指導

- (1) 生徒の事故の実態把握
- (2) 通学路の点検
- (3) 生徒への指導

V 不審者への対応

校内の不審者について

- (1) 生徒や教職員が不審者を発見した場合、すみやかに最寄りの教職員や生徒指導部員・教頭に連絡する。
- (2) 不審者に対しては、複数の教職員で対応する。
- (3) 不審者には冷静に対応し、相手の用件等を聞く。
- (4) 警察への通報が必要な場合は、原則として校長の指示より、110番又は、大和高田警察署生活安全課へ連絡する。
※緊急でない場合は教頭・生徒指導部長が連絡する。
- (5) 教室に不審者が入ってきた場合
 - ①直ちに不審者を教室外へ出し、できるだけ一人で対応せず他の教職員の応援を求める。
 - ②不審者が暴れた場合は、生徒及び教職員の安全を最優先とし、生徒の避難や他の教職員の応援を求める等の必要な措置をとる。(火災非常ベルの使用も可)
 - ③平穏に教室外に出た場合は、廊下又は近くの職員室で氏名・用件等を聞き、すみやかに校外へ出てもらう。

VI 休日の校舎管理

休日（土曜・日曜・祝日）の校舎の管理を以下の通りとする。

1. 検定や部活動で学校を使用する場合

(1) 校門

- ①原則、正門は開けている。
- ②南門は、原則施錠しておく。

(2) 校舎

- ①原則として、閉鎖状態とする。
 - ・関係顧問等で出入りの時間を限定し、その時間だけ顧問等の管理下で出入口を開けるよう調整する
- ②施錠されている出入口を開けるなど、勝手に出入りしないよう、登校している生徒に周知徹底する。
- ③可能であれば、適宜巡回する。
- ④出入口を開放した場合は、校舎を巡回し施錠等を確認する。

(3) その他

不審者に対しては、危険防止に十分注意して声をかける。（できるだけ複数で対応）
生徒には対応させない。教職員に連絡させる。